令和８年 10 月５日

公益社団法人神奈川県医師会　会長　様

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長
（　公　印　省　略　）

臨床調査個人票電子化推進事業補助金について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、別紙「概要」のとおり、難病指定医または協力難病指定医が勤務する県内（横浜市・川崎市・相模原市を除く）に所在する医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン化に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行うこととし、令和８年 10 月１日より、県ホームページから電子申請にて交付申請の受付を開始しております。

つきましては、貴会員の県内医療機関への周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先
難病対策グループ　田村
電話 045 - 210 - 4777（直通）

【概要】令和８年度神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金について

神奈川県では、厚生労働省が運営する指定難病患者データベースへの臨床調査個人票及び医療意見書（以下「臨床調査個人票等」という。）をオンライン登録するための環境整備を行う医療機関を対象とした補助事業を実施します。

１　目的

特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付申請における臨床調査個人票等のオンライン登録を促進することを目的とします。

２　補助対象事業者

難病指定医または協力難病指定医が勤務する県内に所在する医療機関（横浜市・川崎市・相模原市を除く）

３　補助対象経費

臨床調査個人票等のオンライン登録を行うに当たり、環境整備に必要な経費

（例）対　象：パソコン、プリンタ、USB 媒体、wi-fi ルーター、タブレット等購入費用
院内システムの改修費用

対象外：ランニングコスト（パソコン等端末リース費用、wi-fi 通信料金、パソコン保証費用）
臨床調査個人票等オンライン登録以外で使用するパソコン購入費用

４　補助額

対象経費の１／２（上限５万円）

＜補助金額の例＞

- ＰＣ購入に５万円（税込）かかった場合　⇒　１/２である２万５千円を補助
- システム改修に 20 万円（税込）かかった場合　⇒　補助上限額である５万円を補助

５　申請期限

令和９年１月 29 日（金）

６　申請に必要なもの（申請様式は、県ホームページに掲載）

- 申請様式（交付申請書、所要額調書、支出予定額内訳書、役員等氏名一覧表）
- 見積書、パソコン端末等の仕様書（カタログ等でも可）、院内システム改修に係る説明資料
- その他事業の参考となる資料

＜県ホームページ「臨床調査個人票のオンライン登録について」＞

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/p1000000009.html

検索ワード 神奈川　臨床調査　オンライン

※　臨床調査個人票電子化推進事業補助金は上記 URL の下部に掲載されています。

※　申請にあたっては、県ホームページに掲載している「手続きの流れについて」及び「交付申請にあたっての留意事項」を必ずご確認ください。

７　留意事項

・　補助対象となるのは、補助金交付決定後に支出する経費です。交付決定前に契約・納品があった場合、補助対象外となりますので御注意ください。

・　申請多数の場合、予算の執行状況等により補助を行えない可能性があります。

８　交付申請後の手続きについて

・　交付決定：交付申請書類提出後、約１カ月後

・　実績報告：事業完了日から 30 日を経過した日又は令和９年３月 31 日（水）のいずれか早い日

※　事業完了日とは、事業が終了し、かつ事業に係る全ての支払いが完了した日

・　支払い：実績報告により額を確定後、指定口座に入金します。

・　仕入控除税額報告：確定次第、すみやかにご提出提出ください（遅くとも令和 10 年３月末日まで)。

【問合せ先】
神奈川県　健康医療局　保健医療部　がん・疾病対策課　難病対策グループ
電話：045-210-4777